

公民館使用料免除制度について

1 趣旨

相模原市立公民館では、公民館活動の振興や地域団体による地域自治振興活動、地域の子どもの教育振興活動、社会福祉振興活動を支援するため、それぞれの分野において公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がそのために利用するときに、次のとおり公民館使用料を免除することができます。

2 申請の流れ

1 対象の 確認	種別	地域自治振興を 目的とする団体	教育振興を 目的とする団体	社会福祉振興を 目的とする団体
	団 体 名	1 自治会 2 老人クラブ 3 消防団 4 交通安全母の会 5 まちづくり会議 6 安全・安心まちづくり推進 協議会 7 まつり・観光関係団体 8 ふれあい広場管理団体 9 避難所等運営団体 1 0 交通関係協議団体 1 1 防犯・交通安全関係団体 1 2 明るい選挙推進協議会 1 3 文化財保護団体	1 小中学校 P T A 2 幼稚園・保育所・認定こ ども園の保護者会 3 学校教育関係団体 4 青少年健全育成協議会 5 青少年指導員連絡協議会 6 子ども会 7 学習支援団体 8 スポーツ少年団 9 ジュニア（中学生以下） の体育・文化活動育成団 体 1 0 スポーツ推進委員連絡 協議会	1 社会福祉協議会 2 民生委員児童委員協議会 3 保護司会、更生保護女性会 4 子育て支援団体、子育て団 体 5 障害者支援団体、障害者団 体 6 高齢者支援団体 7 健康づくり普及員連絡会 8 食生活改善団体（わか な会） 9 赤十字奉仕団 1 0 戦没者・被爆者・戦災被 害者関係団体
	備考	団体の詳細な定義については、公民館窓口までお尋ねください。		
2 申請手 続	提出 書類	1 相模原市立公民館使用料免除申請書（各公民館窓口で入手できます。） 2 添付書類（公民館にご相談ください。） 上記の団体名の横に「 」がついている団体は、活動内容の分かる書類の提出を お願いすることがあります。（団体の規約、事業計画書、収支予算書など）		
	提出 場所	登録した主に利用する公民館（拠点公民館）に提出してください。 申請書は随時受付しています。		
3 決定	各公民館から団体の代表者又は連絡担当者に「相模原市立公民館使用料免除決定通知書」 を交付します。			
4 利用	利用当日は、免除決定の確認を受け、通常のとおり利用手続きをしてください。なお、申 請は利用ごとに必要となります。（すでに提出した添付書類の添付は不要です。）			

事前相談は公民館窓口で受け付けています。